

(太陽光発電設備、定置型蓄電設備、太陽熱利用システムに係る申請)
箕輪町家庭におけるゼロカーボン推進補助金の申請に係る確認表

箕輪町家庭におけるゼロカーボン推進補助金交付要綱に基づく補助金の交付申請に当たり、要綱及び以下に掲げる要件を遵守します。

申請者 ^(自署) 氏名 _____

区分	内容	確認欄 確認したら○
全種共通事項	自ら居住する既存住宅又は当該住宅と同一敷地内に存する建築物に補助対象設備を設置し、実績報告書提出時点において当該既存住宅に住所を有すること。 ※太陽熱利用システムは、自ら居住する既存住宅に補助対象設備を設置。	
	設備を設置する既存住宅は、一戸建ての専用住宅であること。	
	補助対象設備を設置する既存住宅等が自己の所有に属さない場合又は共同所有者がいる場合は、当該所有者に設置についての承諾を得ること。	
	伊那市、駒ヶ根市又は上伊那郡内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は個人事業主に補助対象設備を設置させること。	
	設置に関する契約の締結は、交付決定日以降に行うこと。	
	設置する補助対象設備は、未使用のものであること。	
	町長が指定した日以降に事業に着手し、当該年度の2月28日までに、第9条に規定する実績報告書を提出できること。	
	過去に同種の補助対象設備等を対象として、箕輪町家庭におけるゼロカーボン推進補助金交付要綱による補助金の交付を受けていないこと。	
	補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者が、町税等を滞納していないこと。	
	箕輪町暴力団排除条例（平成23年箕輪町条例第15号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請された者でないこと。	
太陽光発電設備	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナの出力の合計値のいずれか低い値が5kW未満のものであること。	
	5kW以上のものを必要とする場合は、10kW未満のものに限ること。またその場合は、補助対象設備による発電電力消費量計画書を提出すること。	
	発電する電力量のうち、自家消費する電力量が30%以上であること。	
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。	

	<p>余剰電力は、町長が指定する電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2に規定する小売電気事業者に売却すること。</p> <p>既存設備の更新の場合は、設置から17年を経過していること。</p> <p>自己託送を行わないものであること。</p> <p>本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。</p> <p>再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。</p>	
蓄電設備 太陽光発電設備とセット	<p>箕輪町家庭におけるゼロカーボン推進補助金で設置する太陽光発電設備に常時接続する設備であること。</p> <p>蓄電容量が4kWh以上のものであること。</p> <p>補助対象経費（消費税及び地方消費税を含まない。）が1kWh当たりの価格15万5千円以下の設備であること。</p> <p>停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>既存設備の更新の場合は、設置から6年を経過していること。</p> <p>地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発第2203303号。以下「交付金実施要領」という。）別紙2地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）に記載されている「家庭用蓄電設備の要件」に適合していること。</p>	
	<p>蓄電容量が4kWh以上のものであること。</p> <p>既に設置されている太陽光発電設備に常時接続する設備であること。</p> <p>停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>設置設備は商用化され、導入実績があるもので、中古のものでないこと。</p>	
	<p>太陽集熱器が日本産業規格4112で規定する太陽集熱器と同等以上の性能を有するものであること。</p> <p>既存設備を更新する場合は、設置から15年を経過していること。</p> <p>本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。</p>	

※ この確認表は、箕輪町家庭におけるゼロカーボン推進補助金交付申請書に添付する「その他町長が必要と認める書類」として、一緒に提出してください。